

障 号 外
令和5年3月14日

各障害福祉サービス事業所等運営事業者 様
各障害児通所支援事業所等運営事業者 様
※松江市内でのみ事業所等を運営する事業者を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順
及び様式例の提示について

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等について、厚生労働省より基本的
考え方並びに事務処理手順及び様式例が示されましたので、下記の県ホームページに
掲載します。

については、令和5年4月サービス提供分から処遇改善加算等を算定しようとする事
業者等におかれては、令和5年4月15日までに計画書類の届出を行ってください。

記

<掲載ページ>

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>障害福祉サービス事業者等>
令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等について

<届出先>

提出先	提出時期	対象事業所
障がい福祉課	R5. 3. 31 まで	・ 全事業所
	R5. 4. 1 以降	・ 事業所が東部・隠岐のみに所在する場合 ・ 事業所が東部・隠岐・西部をまたいで所在する場合
石見指導監査室	R5. 4. 1 以降	・ 事業所が西部のみに所在する場合

※法人単位ではなく、事業所単位等での計画書類を作成される場合も上記の考え方に
準じます。

自立支援給付グループ 宮本
TEL : 0852-22-6898 FAX : 0852-22-6687